

# ふくしまの **今** が分かる

発行：福島県避難者支援課  
☎024-523-4157

※この広報誌は「クウェート救援金」を財源として発行しています。

新聞  拡大版

平成25年6月27日(木) vol.8

これまで、被災された皆さまへ生活支援や各種相談窓口に関する情報を提供してきた「福島県からのお知らせ」は、当号より「ふくしまの今が分かる新聞」(拡大版)としてお届けいたします。引き続きご利用ください。



特集 ページ 2

お知らせ 4

原子力損害賠償 5

生活支援 6

雇用・経営 7

住宅 9

医療・介護・健康 10

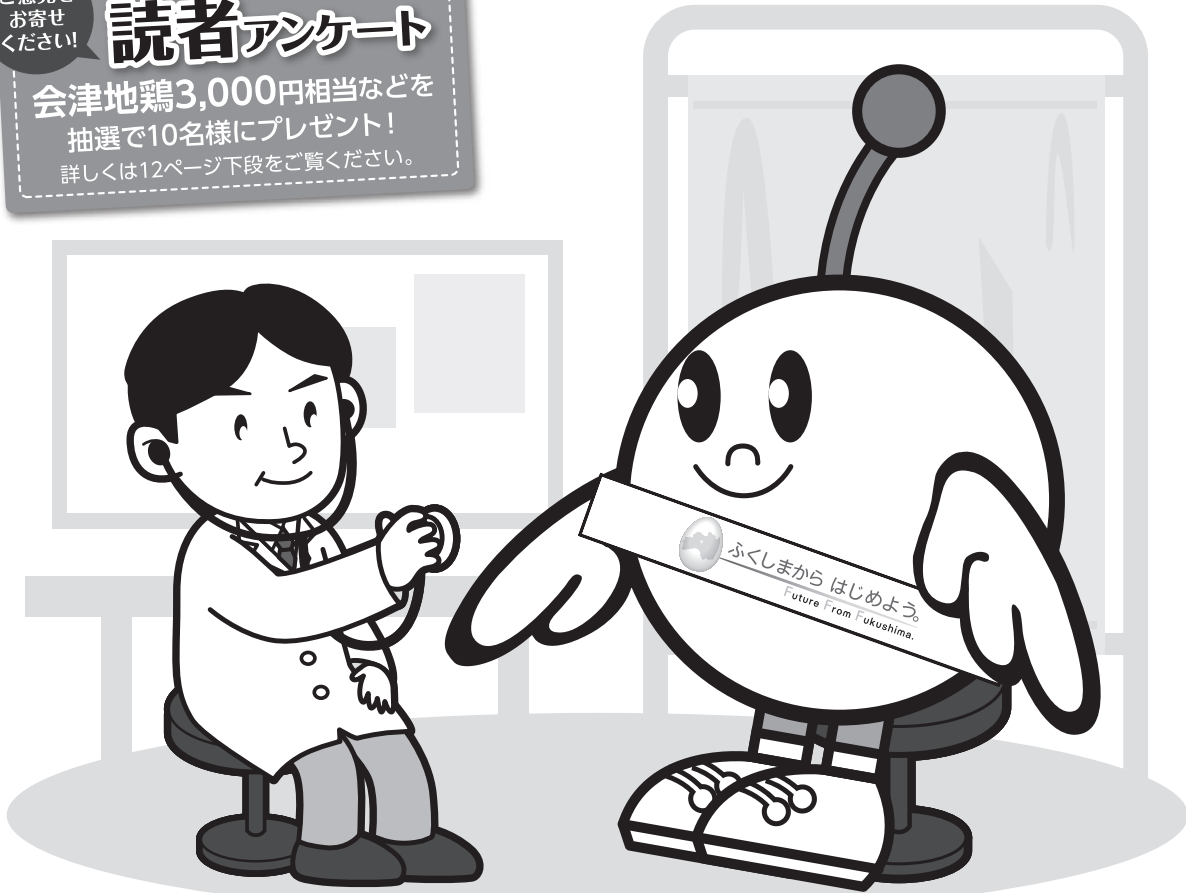
環境放射能測定結果 12

震災関連相談窓口 12

ご意見をお寄せください!

## 読者アンケート

会津地鶏3,000円相当などを  
抽選で10名様にプレゼント!  
詳しくは12ページ下段をご覧ください。



## 特集

# 震災や避難生活がもたらしたからだの変化

福島県復興シンボルキャラクター  
「ふくしまからはじめよう。キビタン」

- 最も大きな変化は体重の増加
- 各種健康調査の実施と活用
- 体重が増加した原因を探る
- 県民健康管理調査のご案内

- ・外部被ばく線量を推計する唯一の手段 県民健康管理調査「基本調査」
- ・全国で甲状腺検査が受けられます
- ・福島県で安心して子どもを産み育てるために「妊産婦に関する調査」
- ・大人も子どもも診査費無料! 健康診査のすすめ
- ・こころのケアから医療機関の紹介までサポート

※詳しくは次ページをご覧ください。

CHECK!

「ふくしまの今が分かる新聞」のバックナンバーは、県のホームページからもご覧になれます。ダウンロードしてご利用ください。

[PC]



# 震災や避難生活がもたらしたからだの変化

東日本大震災とその後の原子力災害により、避難生活を余儀なくされている方をはじめ、震災の影響で生活習慣が大きく変わった方がたくさんいらっしゃるかと思います。

今回飯館村のご依頼により、県で進めている「県民健康管理調査」健康診査の結果と、飯館村にあった震災前の結果を比較分析しました。その結果について、分析を行った県立医大の大平先生に解説いただきます。

解説していただきました

福島県立医科大学  
放射線医学  
県民健康管理センター  
疫学部門 部門長  
大平 哲也 教授

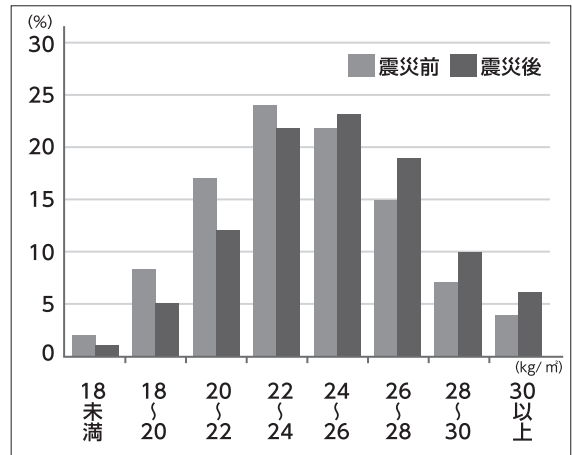


## ▶ 最も大きな変化は体重の増加

震災前後で体重が平均2.1kg増加していました。これは全体の傾向としては、かなり顕著な増加と言えます。肥満度\*で見ても、25kg/m<sup>2</sup>以上は肥満、30kg/m<sup>2</sup>以上は高度肥満となりますが、震災後肥満の割合が明らかに増えています。

さらに、肥満だけでなく、高血圧、糖尿病型、脂質異常を有する方の割合も有意に増加していました。

また、これらの増加傾向に対し、加齢や季節変動の影響を分析しましたが、その影響は見られませんでしたので、これらの傾向は震災および避難生活等それに関連する要因の可能性が考えられます。



福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター  
「飯館村 震災前後における肥満度 (Body Mass Index) ※」の推移 (全体)

### ※肥満度 (Body Mass Index) とは

体重 (kg) を身長 (m) の二乗で割ったもの。  
肥満の指標。



## ▶ 体重が増加した原因を探る

体重増加の要因として身体活動量の低下や生活習慣の変化が考えられます。そこで生活習慣に関する質問項目への回答が得られた606人の生活習慣の変化を検討した結果、次のような要因が影響している可能性が見えてきました。

**要因1**

朝食を抜くことが増えた

**要因2**

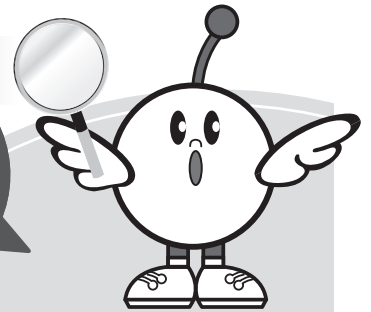
睡眠で十分休養がとれていない

**要因3**

運動の回数・時間の減少

ただし、今回の分析では、健康診査を受けていない人の健康への影響は分かりません。健診を受けている人に比べて受けていないの方が健康に問題を抱えている人が多いことが知られています。皆さん、是非健診の機会を活用してご自身の健康管理に役立ててください。

### 各種健康調査の実施と活用



今回は飯館村のご依頼で、県民健康管理調査で得られたデータと、村でお持ちの震災前のデータを比較しました。今後も各市町村との連携を深め、調査のデータを活用し、皆様の健康増進に役に立つ情報を提供していきたいと思っています。

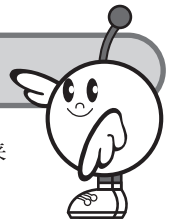
県民健康管理調査では、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」と健康診査の結果を今後分析することで、こころ・生活習慣の変化が健康へどう影響するのかなどが分かります。是非ご協力ください。

※「健康診査」・「こころの健康度・生活習慣に関する調査」は、震災時避難区域等にお住まいの方が対象となります。

### ➔ 福島県立医科大学

#### 「飯館村における震災前後の健康診査結果の変化に関する分析結果報告書」(平成25年4月18日より)

東日本大震災以前に飯館村に住民登録があり、平成20～22年に少なくとも1回以上特定健診(または後期高齢者健診)を受診した40歳以上の男女1,503人(男性714人、女性789人、平均年齢65歳)を分析対象とし、震災後に最初に受診した特定健診および医大で実施した健診のデータを比較(震災前後ともに健診を受けた1,032人の健診データを分析)。



今回の震災や原子力災害を受けて、県民の被ばく線量の評価を行うとともに県民の健康状態を把握し、将来にわたる県民の健康の維持・増進を図ることを目的に「県民健康管理調査」を実施しています。



**対象** 全県民の皆様

### 外部被ばく線量を推計する唯一の手段 県民健康管理調査「基本調査」

すべての県民の皆様にお送りしている「基本調査」(問診票)は、最も空間線量率が高かった原発事故発生直後から4か月間の外部被ばく線量を推計する唯一の方法であり、甲状腺検査等を行っていく上でも重要なものとなります。ご回答がお済みでない方は、記憶の範囲で結構ですので記入の上、ご提出をお願いいたします。

※ご提出後、必要に応じて事務局からご連絡させていただきます。

「基本調査」(問診票)がお手元がない方は、下記「問い合わせ先」までご連絡ください。再送付いたします。



**対象** 震災当時に概ね18才以下であった県民の方

### 全国で甲状腺検査が受けられます **完全予約制**

昨年11月より福島県外での甲状腺検査が可能となりました。県内で検査を行っている市町村の実施時期に基づき、順次対象者の皆様に県外での検査受診のお知らせを送付しております。県外の「検査機関一覧」を同封していますので、検査をご希望の方は「検査同意書兼検査申込書」にご希望の検査機関をご記入のうえ、県民健康管理センターまでご返送ください。順次センターから検査日時などを記載した「受診票」をお送りします。



**H24年度対象分** 平成23年8月～平成24年7月までに、県内で母子健康手帳を交付された方  
同時期に県内で妊婦健診を受診した方や分娩した方(里帰りをした方)

### 福島県で安心して子どもを産み育てるために「妊産婦に関する調査」

妊産婦の方々に少しでも安心して福島で生活していただくため、ご自身やお子様の健康管理、心配事の軽減のお手伝いを目的にこの調査を実施しています。

ご回答いただいた方の中で、その内容から支援が必要と思われる方に、助産師・保健師等からお電話を差し上げ、必要に応じてご相談をお受けします。

また、ご意見・ご要望等お寄せいただいた回答内容は、今後のよりよい産科医療および母児支援体制を提供できるよう活かしていきます。どうぞご回答いただきますようお願いいたします。



**対象** 震災時、避難区域等13市町村の住民の方

(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の全域および伊達市の一部)



### 大人も子どもも診査費無料! 健康診査のすすめ

県外での「健康診査」については、各都道府県内の提携医療機関で受診いただけるよう準備を進めております。

**対象の方には郵送にてご案内差し上げます**

- ・健康診査費用は無料です。
- ・受診できる医療機関につきましては、お知らせに同封の一覧でご確認ください。

県外での「健康診査」についての詳細は、平成25年7月下旬ごろより、順次ご案内を送付する予定です。



### こころのケアから 医療機関の紹介までサポート

対象の方にお送りしている「こころの健康度・生活習慣に関する調査」にご回答いただくと、その内容から支援が必要と思われる方に下記のケアをご提供します。

- ①こころの健康支援チームからお電話を差し上げ、必要に応じてご相談をお受けします。
- ②ご相談内容によっては市町村と連携し、さらなるサポートやお近くの医療機関をご紹介します。

調査票がお手元がない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

☎024(549)5130(土日、祝日を除く午前9時～午後5時)

ホームページ <http://fukushima-mimamori.jp/> 県民健康管理調査

検索

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・  
健康

環境放射能  
測定結果

震災関連  
相談窓口



## お知らせ

### ① 『マツダオールスターゲーム2013第3戦』 『ふくしま復興祭』

今年7月に『マツダオールスターゲーム2013第3戦』がいわきグリーンスタジアムで開催されるのに併せて、同施設のある21世紀の森公園において『ふくしま復興祭』が開催されます。

『ふくしま復興祭』では、「食」のオールスター、「物産」のオールスターをサブテーマに被災地をはじめ県内市町村の食、物産を全国に発信するとともに、これまで支援をいただいた全国各地の自治体、団体にも参画していただき、食、物産を通して感謝を伝え、新たな交流を深めます。

また、今回生まれるであろう新たな「絆」を全国の皆様と結び合い、福島県の復興へのエネルギーとしていきます。

ふくしまの夏を熱くするイベントへ、皆様お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

#### 【マツダオールスターゲーム2013第3戦】

- ◆開催日時 7月22日(月)午後6時10分 プレイボール
- ◆開催場所 いわき市 いわきグリーンスタジアム  
(いわき市常磐湯本町上浅貝110-33)



野球の力で  
復興を

#### 【ふくしま復興祭】

- ◆開催日時 7月21日(日)午前10時～午後9時  
7月22日(月)午前10時～午後5時
- ◆開催場所 いわき市 21世紀の森公園(いわきグリーンスタジアム周辺)
- ◆開催概要 福島のおいしい食べ物や趣のある民芸・工芸品の販売、グルメコーナーやイベントなど

#### 問い合わせ先

- マツダオールスターゲーム2013いわき実行委員会事務局  
福島県いわき市平字梅本21(いわき市役所内) ☎0246(22)7514
- ホームページ <http://iwaki-allstar.com/>

いわき市 オールスターゲーム第3戦

### ② 復興公営住宅(第1期)の建設計画について

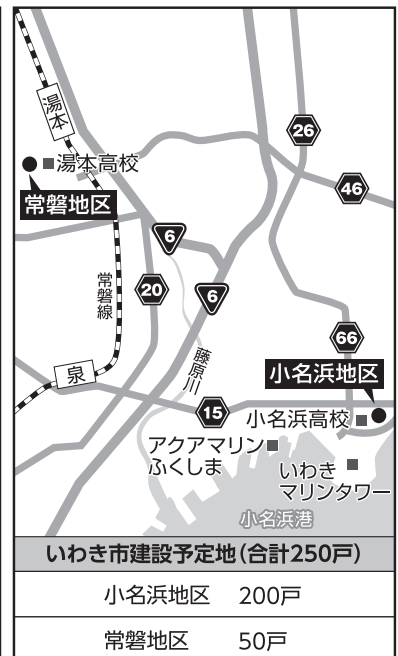
福島県では、原子力災害により避難指示を受けている避難者を対象とした復興公営住宅(\*)の建設を進めています。第1期分は平成26年度の入居を目指し、いわき市、郡山市、会津若松市において合計500戸の建設計画を進めています。入居基準等の詳細は、今後決定し次第、お知らせします。

- ◆構造 鉄筋コンクリート造(3～5階建)の集合住宅
- ◆整備個所 現在計画中の県営復興公営住宅500戸(第1期)は、下記のとおりです。

#### ※復興公営住宅とは

原子力災害により避難指示を受けている避難者が、低廉な家賃(有償)で入居できる公営住宅です。

問い合わせ先 福島県避難地域復興局生活拠点課 ☎024(521)8617



### ③ 福島県農林水産部メールマガジン“ごちそう ふくしま”通信

福島県農林水産部では、毎月2回県内の農林水産業に関するさまざまな情報をメールマガジンでお届けしています。登録はいつでもOK。配信は無料です。ぜひご登録ください。※メールを受信するためのプロバイダ料金や通信料金などは別途かかります。

内 容	● 農林水産業の復興・再生に関する取組やイベント ● 農林水産業に関する旬な情報 など
-----	--

- ◆登録方法 福島県農林水産部ホームページから、配信を希望するメールアドレスをご登録ください。  
※メールマガジンは、インターネットの本屋さん「まぐまぐ」から発行しています。  
“ごちそう ふくしま”通信に登録すると、「まぐまぐ」のメールマガジン「ウィークリーまぐまぐ」が配信されますので、不要な場合は登録後解除してください。

問い合わせ先 ● 福島県農林水産部農林企画課 ☎024(521)7319  
● パソコン用登録ホームページ(福島県農林水産部内)

## 原子力損害賠償について

### ① 原子力損害賠償に係る東京電力への問い合わせ先について

原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は説明会の開催、相談窓口の開設を行っていますが、請求手続きの相談については、下記コールセンターへお問い合わせください。

福島原子力補償相談室(コールセンター) ☎0120(926)404(午前9時～午後9時:毎日)

東京電力は、家財および宅地・建物・借地権の賠償開始に伴い、財物賠償に関する専門的な内容の相談に応じるため、専用の電話相談窓口を開設しています。下記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

福島原子力補償相談室(財物・土地・建物・家財)専用ダイヤル ☎0120(926)596(午前9時～午後9時:毎日)

東京電力は、平成23年3月11日時点で、対象地域に住居があった対象者に対する賠償請求を受け付けているので、請求書類の入手方法や手続きなどは、下記へお問い合わせください。

福島原子力補償相談室(自主的避難等ご相談専用ダイヤル) ☎0120(993)724(午前9時～午後9時:毎日)

### ② 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について(更新)

円滑な原子力損害賠償を支援するため、県、国等の機関がそれぞれ相談窓口を開設しています。

#### ① 県

- ◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎024(523)1501(平日:午前8時30分～午後5時15分)  
・弁護士による電話での法律相談:毎週水曜日 午後1時～午後5時(※同じ電話番号で受付)

#### ◆巡回法律相談

・弁護士による巡回法律相談を県内7方で実施しています。  
※日程や会場など詳細については、上記窓口にお気軽にお問い合わせください。

#### ◆原子力損害賠償(宅地・建物)に係る不動産鑑定士の巡回相談

東京電力からの財物賠償のうち、宅地・建物に関する損害賠償請求手続きについて、不動産鑑定士による対面の相談を実施しております。対象者は、東京電力から送付される「宅地・建物・借地権賠償金ご請求書②」が手元に届いている方(個人)とします。

この宅地・建物等の損害賠償請求手続きを開始するためには、市町村から送付された「課税明細書」(※南相馬市の方は「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」)を東京電力に送付する必要があります。

事前の予約が必要となりますので、上記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。  
※なお、日程・場所の詳細については、県ホームページの「原子力損害の賠償」をご覧ください。

#### ② 国

- ◆文部科学省(原子力損害賠償制度や原子力損害賠償紛争審査会に関すること)  
☎03(5537)0245(平日:午前9時30分～午後6時15分)
- ◆経済産業省・原子力損害対応室 ☎03(3501)1511(代表)
- ◆原子力損害賠償紛争解決センター ☎0120(377)155(平日:午前10時～午後5時)  
※原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・  
健康

環境放射能  
測定結果

震災関連  
相談窓口

・原子力損害賠償紛争解決センター問い合わせ先

[第一東京事務所]	〒105-0003	東京都港区西新橋 1-5-13(第8東洋海事ビル 9階)
[第二東京事務所]	〒105-0004	東京都港区新橋1-9-6(COI新橋ビル 3階)
[福島事務所]	〒963-8811	福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル 2階)
● 県北支所	〒960-8021	福島県福島市霞町1-52(福島市市民会館 503号室)
● 会津支所	〒965-0001	福島県会津若松市一箕町松長1-17-62
● いわき支所	〒970-8026	福島県いわき市平字堂根町1-4(いわき市文化センター 第2会議室)
● 相双支所	〒975-0031	福島県南相馬市原町区錦町1-30(福島県南相馬合同庁舎 403会議室)

・平日:午前9時～午後5時まで ※福島事務所では、窓口で申立書作成に関する説明を行っています。

③ 原子力損害賠償支援機構

- ◆電話相談 行政書士による無料相談 ☎0120(013)814 (午前10時～午後5時:毎日)
- ◆対面相談 弁護士による無料相談(事前予約制、1回1時間以内)

	会 場	問い合わせ先
機構本部	場所:東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時:毎週 月曜日・水曜日 午前10時～正午	☎0120(013)814 午前10時～午後5時
県内での個別相談会	県内4地区において開催しています。 開催日程の詳細や相談会のご予約は、右記の電話番号までお問い合わせください。 (仮設住宅などの巡回相談についても同様)	☎0120(330)540 午前9時～午後5時
県外での個別相談会	支援機構主催もしくは各都道府県弁護士会との連携により、個別相談会を開催しています。開催日時や相談会の詳細については、右記の電話番号または原子力損害賠償支援機構ホームページでご確認ください。	☎0120(330)540 午前9時～午後5時 <a href="http://www.ndf.go.jp">http://www.ndf.go.jp</a>

④ 弁護士会、司法書士会、行政書士会など

問い合わせ先		
福島県弁護士会	弁護士に電話で相談したい場合	震災・原発無料電話相談窓口 (平日:午後2時～午後4時) ☎024(534)1211(福島) ☎024(925)6511(郡山) ☎0246(25)0455(いわき)
	弁護士に本格的に相談したい場合	原子力事故被害者救済支援センター (平日:午前10時～午後3時) ☎024(533)7770
日本司法支援センター(法テラス)	相談受付電話番号	☎0120(078)309 (平日:午前9時～午後9時、土曜日:午前9時～午後5時)
福島県司法書士会	ふくしま司法書士電話相談(無料電話相談)	☎024(533)5539 相談受付時間:平日 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～午後4時 ※受付後、相談担当司法書士とご相談になれます。
	福島県司法書士会総合相談センター(無料相談)※要予約	予約受付電話: ☎024(533)5539(福島) ☎024(946)5556(郡山) ☎0242(29)3155(会津) ☎0248(23)1785(白河) ☎0244(24)0428(相双) ☎0246(62)3210(いわき) 予約受付時間:平日 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～午後4時
福島県行政書士会	福島県行政書士会総合相談センター	☎024(942)0022 相談受付時間:平日 午前10時～午後4時
行政書士会連合会	日本行政書士会連合会被災者相談センター(無料電話相談および対面相談)	☎0800(800)3200



生活支援について

① 原発避難者特例法による行政サービスについて

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している人は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務(要介護認定など)、教育事務(児童生徒就学など)に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した人で、避難元自治体からの情報提供などを希望される場合は、各市町村へ手続きをお願いします。

該当市町村	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
-------	---

問い合わせ先	◆いわき市 ☎0246(22)1111	◆楡葉町 ☎0246(46)2551	◆双葉町 ☎0246(84)5200
	◆田村市 ☎0247(81)2111	◆富岡町 ☎0120(33)6466	◆浪江町 ☎0243(62)0123
	◆南相馬市 ☎0244(24)5223	◆川内村 ☎0240(38)2111	◆葛尾村 ☎0247(61)2850
	◆川俣町 ☎024(566)2111	◆大熊町 ☎0242(26)3844	◆飯舘村 ☎024(562)4200
	◆広野町 ☎0240(27)2111		

【お願い】 避難場所を移動された人、または一度も連絡されていない人は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

● 県庁 市町村行政課 ☎024(521)7057

## ② 東日本大震災子ども支援基金給付金のご案内

東日本大震災により保護者が死亡または行方不明となった児童(孤児・遺児)の、生活と修学を支援します。

<b>対象者</b> ①から④の全てに該当する方	①平成23年3月11日現在で18歳未満だった方 ②平成23年3月11日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、または行方不明となっている方で、満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ③前記②の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた方 ④他の都道府県から、本給付金と同様の資金の給付を受けていない方																																
<b>給付の内容(概要)</b>	①給付金の種類・給付額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">対象時期</th> <th colspan="2">給付額</th> </tr> <tr> <th>孤児</th> <th>遺児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">月額金</td> <td>未就学児童</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校に在籍する児童・生徒</td> <td>40,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等に在籍する生徒</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>大学・専門学校等に在籍する学生</td> <td>60,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時金</td> <td>小学校入学時</td> <td colspan="2">30,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校卒業時</td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業時</td> <td colspan="2">100,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業時</td> <td colspan="2">300,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②23年度分および24年度分については、さかのぼって給付されますので、速やかに申請をお願いします。	種類	対象時期	給付額		孤児	遺児	月額金	未就学児童	30,000円	20,000円	小・中学校に在籍する児童・生徒	40,000円	30,000円	高等学校等に在籍する生徒	50,000円	40,000円	大学・専門学校等に在籍する学生	60,000円	50,000円	一時金	小学校入学時	30,000円		小学校卒業時	50,000円		中学校卒業時	100,000円		高等学校卒業時	300,000円	
種類	対象時期			給付額																													
		孤児	遺児																														
月額金	未就学児童	30,000円	20,000円																														
	小・中学校に在籍する児童・生徒	40,000円	30,000円																														
	高等学校等に在籍する生徒	50,000円	40,000円																														
	大学・専門学校等に在籍する学生	60,000円	50,000円																														
一時金	小学校入学時	30,000円																															
	小学校卒業時	50,000円																															
	中学校卒業時	100,000円																															
	高等学校卒業時	300,000円																															
<b>その他</b>	◎児童相談所および市町村で把握している方については、給付要綱をお送りしていますので、下記問い合わせ先まで、申請書・添付書類を提出願います。 ◎給付要綱が必要な場合は、下記にご連絡ください。																																

**問い合わせ先** ● 県庁 児童家庭課 ☎024(521)7174

## 雇用・経営について

### ① 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業などを対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域などでの事業継続・再開向け長期・無利子無担保の融資を実施しています。

※平成25年3月末までに715件(12,112百万円)の融資を決定し、事業の継続・再開を支援しています。

**問い合わせ先** ● (公財) 福島県産業振興センター 原発災害対策特別融資チーム  
☎024(534)0948

### ② 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者)などが施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っています。

※平成25年3月末までに88件(2,543百万円)の融資を決定し、施設・設備について支援しています。

**問い合わせ先** ● (公財) 福島県産業振興センター 資金支援課 ☎024(525)4075

### ③ 中小企業などの二重債務に関する相談窓口について

「福島県産業復興相談センター」では、中小企業の皆さんの二重債務問題や事業の再開・再生に向けた支援を行っています。金融機関出身者、税理士などの専門家が、皆さんからの相談受付から具体的な支援まで一貫してサポートします。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されています。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、または最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

**問い合わせ先** ● 福島県産業復興相談センター ☎024(573)2561

場所: 福島市置賜町1-29 佐平ビル9階  
相談時間: 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

● ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) [検索](#)

● (公財) 福島県産業振興センター 総務企画課 ☎024(525)4070

● 県庁 経営金融課 ☎024(521)7291

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健康・介護・

環境放射能  
測定結果

震災関連  
相談窓口

## ④ 就職相談窓口について

次の窓口では、就職相談や職業紹介、仮設住宅などへの巡回相談を実施し、求職者の方の就職を支援しています。

施設名	開館日時	場所	電話番号	
ふるさと福島就職情報センター(窓口相談)	福島窓口	午前10時～午後7時	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024(525)0047
	東京窓口	午前10時～午後6時	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階	03(3214)9009
ふくしま就職応援センター(窓口・巡回相談)	郡山窓口	午前10時～午後7時	郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	024(925)0811
	白河窓口		白河市郭内1 NTT白河ビル1階	0248(27)0041
	会津若松窓口		会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	0242(27)8258
	南相馬窓口		南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階	0244(23)1239
	いわき窓口		いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階	0246(25)7131

※閉館日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

・「ふるさと福島就職情報センター 東京窓口」は、日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

**問い合わせ先** ●**県庁 雇用労政課** ☎024(521)7290

●**ホームページ**

## ⑤ 避難農業者の一時就農支援策について

県では昨年度より、原発事故等で避難を余儀なくされている農業者がふるさとに戻るまでの間、県内の避難先で一時的に営農を再開するための支援策として「避難農業者一時就農等支援事業」を実施しており、これまで園芸農家19戸、畜産農家7戸など、29戸の営農再開を支援しました。本年度は支援対象を拡大して、県外へ避難されている農業者も対象といたします。

助成額は、一農家当たり上限100万円(畜産経営を再開する場合上限150万円)で、営農再開初年度の初期生産資材の購入や施設・機械のリース、地代などに使用することができます。

なお、助成に当たっては、震災の発生時に居住していた市町村や農地の利用等について要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

また、営農を再開するために必要となる知識や新たな技術等の習得を支援するため、随時研修会を開催します。開催時期、内容等につきましては、農業担い手課のホームページ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。

**問い合わせ先** ●**福島県庁 農業担い手課** ☎024(521)7340

●**県各農林事務所農業振興普及部(営農相談窓口)**

●**震災時までお住まいだった市町村**

## ⑥ 耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取り組みのほか、風評被害により耕作放棄地を利用して他作物に転換する取り組みなどを支援します(平成24年度は11の取組主体が当事業を活用しました)。

事業内容		
(1)	耕作放棄地を再生利用する活動への支援	荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入などに係る経費について、農地の荒廃程度により10アール当たり最大で27万5千円まで支援します。
(2)	施設などの整備への支援	耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設などの整備に係る経費を2分の1以内で支援します。
(3)	「実証ほ場」の設置による支援	市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運営業務を委託したりすることで支援します。

**問い合わせ先** ●**県庁 農村振興課** ☎024(521)7415

●**県各農林事務所農業振興普及部(営農相談窓口)**

●**各市町村耕作放棄地対策担当課または農業委員会**

なお、上記の事業を活用した県外の事業者が、避難されている方々を対象に、農作業に従事する正社員やパートを募集しています。雇用を希望する人は、下記の各県協議会にお問い合わせください。雇用の条件や事業者の連絡先などをご案内します。

**問い合わせ先** ●**北海道滝上町農業再生協議会** ☎0158(29)2111 担当:木村

●**青森県担い手育成総合支援協議会** ☎017(773)3131 担当:樋澤

●**岩手県農業再生協議会** ☎019(626)8545 担当:松浦

●**秋田県耕作放棄地対策協議会** ☎018(888)2712 担当:鈴木

※なお、上記の県以外で営農を希望される場合は、県庁農村振興課までお問い合わせください。



## 7 農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)について

原発事故により避難を余儀なくされた農業者を対象に、県内での営農再開のため、必要とする運転資金や施設等の取得資金を融通しています。

これまで避難先における花き栽培のためのハウス等の施設資金や、避難区域の見直しに伴い営農再開に向けた農機具購入資金等に活用されています。

- 問い合わせ先**
- 県庁 金融共済室 ☎024(521)7349
  - 県各農林事務所農業振興普及部(農業制度金融担当)



## 住宅について

### 1 応急仮設住宅の募集などに関するお問い合わせについて

県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆南相馬市 ☎0244(24)5253	◆富岡町 ☎0120(33)6466	◆相馬市 ☎0244(37)2179
◆浪江町 ☎0243(62)0123	◆葛尾村 ☎0247(61)2850	◆双葉町 ☎024(973)8090
◆白河市 ☎0248(22)1111	◆川俣町 ☎024(566)2111	◆飯館村 ☎024(562)4243
◆大熊町 ☎0120(26)3844	◆楡葉町 ☎0246(46)2551(いわき)	◆広野町 ☎0240(27)2115
◆西郷村 ☎0248(25)1117	☎0242(56)2155(会津)	

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

- ホームページ

### 2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」について、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として避難指示区域および特定避難勧奨地点から避難している世帯(住み替えの場合は原則東電賠償による)および県内における民間住宅借上げの対象者であって県外から県内へ住み替えする世帯のみの入居受付をしています。

**民間住宅の借上げ** | 住宅が全壊または流出し、居住する住宅がない、または原発事故による避難指示などが出ている地域から避難していて、自らの資力では住宅を得ることができない人への住宅対策。

- 問い合わせ先** ● 各被災元の市町村にお問い合わせください。

### 3 「福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業」のお知らせ

東日本大震災により、半壊以上の被害を受けた住宅にローンが500万円以上残っていた方が、福島県内で住宅を再建・補修するために新たに資金を500万円以上借り入れた場合、既存の住宅ローン5年間分の利子額(上限140万円)を一括補助します。

**申込み手続き** | 新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込みできます。住宅ローンを取り扱う金融機関にご相談ください。なお、申込み可能な金融機関や手続きの詳細は、下記ホームページにも掲載しています。

- 問い合わせ先**
- 住宅相談窓口専用ダイヤル ☎024(521)7698
  - 県庁 建築指導課 ☎024(521)8184
  - ホームページ

### 4 「福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資」のお知らせ

原発事故による避難指示区域内に居住していた人は、り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資(住宅の建設・購入の場合、当初5年間の金利0%など)が利用できるようになりました。災害復興住宅融資の概要は、住宅金融支援機構のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

- 問い合わせ先**
- 住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル) ☎0120(086)353
  - ホームページ

## ⑤ 県外に自主避難している子どもまたは妊婦のいる世帯の方へ

県外に自主避難している子どもまたは妊婦のいる世帯(既に※応急仮設住宅などに入居している世帯に限る)の方が福島県内へ戻る場合については、借上げ住宅の支援を実施します。

※自治体が提供している民間賃貸住宅(借上げ住宅)のほか、自治体の公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅など。

### 受付窓口 避難元(平成23年3月11日時点の居住地)の市町村役場

- 県の家賃負担は、借上げ住宅の申し出を市町村が受付した日から対象とします。
- 家賃上限額などの取扱いは、福島県借上げ住宅実施要綱に準じます。
- 市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とします。
- 子どもまたは妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども(平成23年3月11日時点で18歳以下)または妊婦のいる世帯です。
- 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断・耐震改修等により安全性が確認された住宅が住み替え先の建物の要件となります。

### 受付期間 当面の間

- 問い合わせ先 ● 県庁 避難者支援課 ☎024(521)8306  
● 県庁 建築指導課分室2 ☎024(521)5764



「福島県避難者支援ブログ」で携帯電話から各種情報をご覧いただけます。



借上げ住宅は、災害救助法に基づいて行政が応急的に提供するものであるため、転勤・進学などを目的とした借上げは認められません。また、下記のような目的外利用については、契約解除や強制退去、損害賠償請求などが行われる場合がありますので、適正にご利用願います。

- 入居実態がない
- 週末や休暇期間中だけの居住(別荘的利用)
- 無断退去(事前に必ず避難先自治体へ連絡すること)
- その他、契約条項に違反する行為



## 医療・介護・健康について

### ① 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長などについて(更新)

以下の人については、引き続き医療機関などの窓口負担(1~3割分)は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費(柔道整復師などの施術費や治療用装具など)の自己負担の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

#### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	<p>原発事故による計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域(23.9.30解除)、特定避難勧奨地点(24.12.14に解除された地点を含む)、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の住民(震災発生後、他市町村へ転出した方を含む)</p> <p>原則として、全ての医療保険の被保険者等が対象。ただし、一部の健康保険組合では延長していないところもありますので、ご加入の保険者へお問い合わせください。</p>	平成26年2月28日まで
(2)	<p>(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する方の平成25年3月1日以降の免除は加入されている医療保険によって対応が異なりますので、ご加入の保険者へお問い合わせください。</p> <p>なお、福島県内で免除期間を延長することとしているのは以下の保険者です。下記以外の福島県の市町村国保については、平成24年9月30日で免除措置が終了となりました。(ただし、(1)については継続)</p> <p>【国民健康保険】(平成25年4月1日現在)</p> <p>平成26年3月まで延長：相馬市、南相馬市、新地町 平成25年2月末までで終了：川俣町、桑折町、国見町 平成25年3月末までで終了：須賀川市、白河市、鏡石町、天栄村、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町</p> <p>後期高齢者医療制度(福島県後期高齢者医療広域連合)および全国健康保険協会(協会けんぽ)については、平成24年9月末で免除措置が終了となりました。(ただし(1)については継続)</p>	

#### 2. 免除証明書の取扱いについて

- (1) 平成25年3月1日からは、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している人も、有効期限欄に「平成25年3月1日」以降の日付が記載されている新たな免除証明書の提示が必要となります。「平成25年2月28日まで」と記載されている発行済みの免除証明書は、平成25年3月1日以降は使用できません。

- 問い合わせ先 ● ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。

## ② 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除などについて(更新)

以下の人については、引き続き介護サービスの利用者負担(1割分)は免除となります。

### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

対象者		延長期限
(1)	原発事故による計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域(23.9.30解除)、特定避難勧奨地点(24.12.14に解除された地点を含む)、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の住民(震災発生後、他市町村へ転出した方を含む)	平成26年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当し、介護保険サービスを利用する住民についても、免除される場合があります。詳細は自身が加入する各介護保険者(市町村)にお問い合わせください。	

### 2. 免除証明書の取扱いについて

(1)以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

**広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村**

(2)(1)以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取扱いが異なりますので、自身が加入する各介護保険者(市町村)にお問い合わせください。

**問い合わせ先** ●各市町村(保険者)の窓口をお願いします。

## ③ 「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」について

妊娠中・小さなお子さんをお持ちの保護者の皆さんの健康や育児の不安・悩みに対応するため、「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」を実施していますので、ぜひご利用ください。

相談内容	(1) 健康相談	妊産婦や乳幼児を持つ保護者の健康や育児、乳房のケアなどの不安や悩みについて相談に対応します。
	(2) 母乳の放射性物質濃度検査	母乳育児をしていて、母乳の放射性物質濃度検査を希望する場合に検査を実施します。希望する場合は、下記の電話番号にお申込みください。 ※母乳の検査は、無料で受けられます(検査料、送付料とも無料です)。 ※申込みをしていただいた後、検査機関にお送りいただく容器などをお届けし、自宅で母乳を取り検査機関に送付していただきます。
相談対応者	助産師	
相談時間	月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時30分～午後4時30分	
相談電話	福島 ☎024(573)0274 会津 ☎0242(85)8303 いわき ☎080(2826)4604 ※現在県外にお住まいの方、里帰りでご県内においでの方も利用できます。	
その他	(1)相談は無料でお受けします。 (2)相談内容についての秘密は厳守します。 (3)相談者のご希望により助産師による訪問指導を行います。 (4)事業は、福島県助産師会に委託し実施します。	



### 母乳の放射性物質濃度検査の結果について

平成24年6月～平成25年3月まで、母乳の放射性物質濃度検査を希望された方467件について検査を実施しましたが、すべて放射性セシウムは検出されませんでした(検出限界値セシウム134,137 各2Bq/kg未満)。

**問い合わせ先** ●県庁 児童家庭課 ☎024(521)7174 (平日:午前8時30分～午後5時15分)

●ホームページ [ふくしまの赤ちゃん電話健康相談](#) [検索](#)

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・健康

環境放射能  
測定結果

震災関連  
相談窓口



# 警戒区域などにおける環境放射能測定結果

警戒区域などの測定値の一部をお知らせします(平成25年6月11日 午前8:00現在)。

(単位:μSv/時)

川俣町	南相馬市				広野町		
山木屋駐在所	横川ダム	石神生涯学習センター*2	小高区役所*2	福島県南相馬合同庁舎*3	広野町役場*2	二ツ沼総合公園*1*2	
0.72	1.00	0.40	0.13	0.16	0.13	0.20	

楡葉町				富岡町				
旧楡葉消防分署*1	繁岡地区集会所*1	中平集会所そば*1	波倉地区集会所*1	上郡山字滝ノ沢*1	JAふたば南部営農センター*1	旧富岡町役場*1	養護老人ホーム東風荘	リフレ富岡*1
0.22	0.56	0.83	0.47	1.18	1.23	2.56	3.55	3.09

川内村	大熊町			双葉町			
川内村役場*2	原子力センター*1	大熊町小入野向畑地内*1	石熊公民館	山田多目的集会所*1	双葉町体育館*1	郡山公民館*1	上羽烏字榎内地内*1
0.10	3.45	4.93	9.09	15.51	4.28	1.07	1.66

浪江町			葛尾村	飯館村		
中央公園*1	幾世橋小学校*1	福島県浪江ひまわり荘	津島活性化センター*2	柏原地区	飯館村役場*2	長泥コミュニティセンター*2
0.78	0.29	2.65	0.96	4.33	0.71	0.96

\*1は、福島第一原子力発電所の事故前から設置されているモニタリングポストであり、調査地点の地面からの高さは約3mです(その他のモニタリングポストは事故後に設置されたものであり、地面からの高さは1m)。\*2は、モニタリングポスト周辺の除染を実施済み(平成25年1月31日までの実績)。\*3は、可搬型から固定型のモニタリングポストに機種変更し、設置場所を変更。

## 問い合わせ先

●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先 ☎024(521)1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】

【携帯】「福島県内各地方環境放射能測定値」で検索してください。



福島県内各地方環境放射能測定値

## 主な震災関連相談窓口

原子力災害	放射線に関して	電話相談窓口(原子力規制委員会 福島住民向け電話相談窓口) ☎0120(988)359	月曜～金曜:午前8時30分～午後8時 土・日・祝日:午前8時30分～午後6時
	原子力損害賠償に関して	福島県 問い合わせ窓口 ☎024(523)1501	月曜～金曜(祝日は除く):午前8時30分～午後5時15分 ※水曜の午後1時～午後5時は、弁護士による法律相談を実施
生活	仮設住宅への入居や、被災住宅の支援に関して(福島県内)	被災者住宅相談窓口 専用ダイヤル ☎024(521)7698	月曜～金曜(祝日は除く):午前9時～午後5時
	県外に避難した人の相談	福島県庁 避難者支援課 ☎024(523)4157 または、避難元・避難先の自治体	月曜～金曜(祝日は除く):午前8時30分～午後5時15分
健康	県民健康管理調査に関して	県立医科大学 県民健康管理調査事務局 ☎024(549)5130	月曜～金曜(祝日は除く):午前9時～午後5時
	心の健康に関する相談	ふくしま心のケアセンター(ふくこライン) ☎024(531)6522	月曜～金曜(祝日は除く):午前9時～午後5時
その他	県政に関する相談	福島県庁 県民広報室 県政相談コーナー ☎0120(899)721 ☎024(521)7017	月曜～金曜(祝日は除く):午前9時～正午 午後1時～午後4時
	女性が抱えるストレスや悩みに関して	女性のための電話相談・ふくしま ☎0120(207)440(携帯電話からも通話可)	月曜～金曜(祝日は除く):午前10時～午後5時
	障がい(児)者の相談窓口	NPO法人あいえるの会 ☎024(983)7646 社会福祉法人希望の杜福祉会 ☎080(6050)1134	月曜～金曜(祝日は除く):午前8時30分～午後5時30分
	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談	福島窓口 ☎024(573)0274	月曜～金曜(祝日は除く):午前9時30分～午後4時30分

ご意見をお寄せください!

## 読者アンケート

アンケートにご協力いただいた方の中から  
抽選で合計10名様に、プレゼントが当たります!

コク・うま味が優れたおいしさ!

会津地鶏3,000円相当



※写真はイメージです。

5名様

さらに外れた方の中から抽選で

全国のデパートなどで使える!

JTBナイスギフト  
3,000円分



5名様

郵便はがきに「こんな情報が知りたい!」「こんな情報があれば役に立つ!」というご意見をお書きの上、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記して下の宛先までお送りください。

応募先 〒960-8670

県庁避難者支援課「読者アンケート」係

締切 7月26日(金) ※当日消印有効

※お預かりした個人情報はプレゼントの発送にのみ使用いたします。  
※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・  
健康

環境放射能  
測定結果

震災関連  
相談窓口